

案件概要書

2011 年 12 月 28 日

国際協力機構東・中央アジア部東アジア課

1. 案件名（国名）

国名： モンゴル国

案件名： ウランバートル市アジルチン跨線橋建設事業

（英語名： The Project for Construction of Ajilchin Flyover in Ulaanbaatar City）

2. 事業の背景と必要性

（1） 当該国における道路セクターの開発実績（現状）と課題

モンゴル国の貨物・旅客輸送量及び車両交通量は近年の経済成長により急激に増加している。特に人口の 4 割以上が集中する首都ウランバートル市においては、急激な人口増加に伴い市街地南部の開発が進む一方、東西に縦貫する鉄道及びトーラ川が既存の北部中心街地と南部を分断しており、経済活動と生活上の支障となっている。トーラ川及び鉄道を跨ぐ橋梁は、中国及び旧ソ連が建設した 2 橋のみであり、著しい老朽化や耐荷重不足により架け替え等の対応が必要とされているものの、代替路線がないためそれを行うことができない状況となっている。このため、南北を跨ぐ橋梁を増設することにより、経済活動の促進、及び交通渋滞の緩和を通じた都市環境の改善を図ることが急務となっている。

（2） 当該国における道路セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

モンゴル国政府の長期国家開発戦略(2007-2012)においては、市内の道路ネットワークの改善が重点課題として掲げられているほか、「モンゴル国新建設中期プログラム」においても、本橋梁を含むウランバートル市の跨線橋・高架橋（重点 7 橋梁）の建設が重点課題として掲げられている。本橋梁は、7 橋梁のうち最大規模であり、建設に高い技術が求められるため、モンゴル側は日本の支援を得て建設することを強く希望している。

（3） 道路セクターに対する我が国の援助方針

我が国の対モンゴル国国別援助計画では「経済活動促進のためのインフラ整備支援」が重点分野として位置づけられている。

（4） 他の援助機関の対応

ADB は「バス交通改善事業」や「ソンスゴロン高架橋整備 FS 調査」等の技術協力を実施した実績がある。「バス交通改善事業」では上述の JICA 協力のマスタープラン調査結果をもとに交通ネットワークの改善に向けた取り組みを行っている。

なお、本橋梁の建設について ADB を含む他ドナーとの重複はない。

3. 事業概要

（1） 事業の目的

本事業により、南北を跨ぐ市内幹線道路網の形成を図り、もって経済活動の促進及び市中心部における交通渋滞の緩和を通じた都市環境の改善に寄与するもの。

（2） プロジェクトサイト/対象地域名：ウランバートル市

（3） 事業概要（今後詳細確認）

- 1) アジルチン跨線橋建設（鉄橋/橋長：跨線橋 640m・河川橋 100m）
- 2) コンサルティングサービス（施工監理、運営・維持管理体制の強化支援等）

（4） 事業実施体制

- 1) 借入人：モンゴル国政府
- 2) 事業実施機関：道路・運輸・建設都市計画省、ウランバートル市

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる道路・橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) 貧困削減促進等：今後詳細確認

(6) 他スキーム、他ドナー等との連携

現在ウランバートル市にて新設建設予定の跨線橋・高架橋7橋のうち5橋については他国ドナー（中国等）が支援予定。

(7) その他特記事項

- ・本事業の効果発現を高めるために、橋梁維持管理や改修に関わる技術協力を有償勘定技術支援で行う予定。
- ・本事業では、鉄道本線及び鉄道の停車場近隣に位置しており、鉄道運営を妨げることなく多くの軌道の隙間に橋脚を設置することが必要になる。このためコンパクトな基礎・橋脚の設定、施工現場の小規模化、急速施工、及び施工時に振動・地盤沈下対策が必要とされており、右条件に最適な「鋼管矢板基礎」や「合成床板」は我が国が優位性を有する技術である。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

既往橋梁事業に係る円借款の事後評価において、都市橋梁事業での土地収用が必要になる場合には、移転住民の生活水準の維持を含め適切な手続きにより進められるよう十分な審査とともに実施段階でのフォローが重要であると指摘されている。

(2) 本事業への教訓

本事業では、鉄道敷地内を中心に用地確保が必要になるが、想定される用地には現時点で住居は確認されていない。上記教訓を踏まえ本件協力準備調査においては調査実施体制内に環境社会配慮団員を配置し、アクセス道路等の仮設物を含めて住民移転の有無を確認する。また、住民移転が必要な場合は、土地収用に係る計画策定を支援するとともに、事業実施段階では半期報告等を通じてフォローを行い、必要に応じて提言を行う予定。

以 上

ウランバートル市

